

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 3 月 2 日提出  
熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年2月7日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和3年12月20日 午前9時10分頃
2. 事故発生場所 熊取町野田一丁目1番1号 熊取町役場公用車駐車場内
3. 相手方 和歌山県和歌山市 [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]
4. 事故の概要 環境課作業員が、役場公用車駐車場に仮置きしてあったごみを軽トラックに積み込む際、不注意により誤って擁壁に立てかけてあったバリカーを倒し、駐車してあった自家用自動車に接触させ、後部バンパー及びボディの一部に傷を付ける損害を与えたもの。
5. 損害賠償額 213,480円